

青森市企業局指名停止業者

(令和6年11月6日付)

1 指名停止業者

(株)中谷土建 代表取締役 中谷 昌俊

2 指名停止期間

令和6年11月6日から令和7年11月5日まで(12箇月間)

※指名停止期間については、青森市企業局指名競争入札参加資格業者指名停止要領別表1第3号(契約違反)の規定を適用し、12箇月間とした。

3 指名停止理由

(株)中谷土建は、令和6年9月25日に本市企業局と契約締結した「公設柵新設(6-51)工事」及び「公設柵新設(6-55)工事」、「公設柵新設(6-56)工事」において、令和6年10月30日付けで契約解除の申出書を提出し、自らの責に帰する理由により工事請負を履行しないことが明確に示されたと認められることから、令和6年11月1日付けで、本市企業局は、「青森市工事請負請書標準約款」第26条第1項第4号の規定に基づき、当該契約を解除した。

このことは、青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領別表1第3号に掲げる措置要件に該当すると認められることから、指名停止の措置を行うものである。